

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、基準1-1表を参考とすること。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表基準1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。●

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（基準1-2表(A)欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、基準1-2表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一体であること。

※① 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果すために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

② 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

※① 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の⑦及び⑧に該当し、かつ、基準1-2表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

⑦ 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

⑧ 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

② 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前①⑦及び⑧に該当し、かつ、基準1-2表(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

※ 従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる用途を除く。）に供される部分。

※ 共用される部分の床面積の按分は次によること。

㊦ 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

㊧ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

㊨ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

●（表1-3参照）

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(ア) 一般住宅は、前(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

(6) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあつては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

表1-3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の取扱い

項目	例示	項
住宅 > 政令別表項で 50 m²以下のもの	住宅 政令	一般住宅
住宅 < 政令別表項	政令 住宅	政令別表項
住宅 > 政令別表項で 50 m²を超えるもの	住宅 政令	複合用途
住宅 ÷ 政令別表項	政令 住宅	複合用途

2 項ごとの適用事項

複合用途防火対象物の取扱い●

- (1) 前1(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。（政令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物の部分に供される部分が存するものは除く。）この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。
- ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。
- イ 特定用途部分の床面積の合計が、300 m²未満であること。
- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イ及び前(1)を適用するものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取扱わないものであること。
(1)項ロ	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂	興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項イ	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年 1 月 11 日国家公安委員会規則第 1 号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー 又は ナイトクラブの客席の面積 66 ㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の概ね 5 分の 1 以上であること。 (2) カフェーの客席は 16.5 ㎡ 以上であること。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。
(2)項ロ	1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞玉（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ディスコ、ダンス教習所	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 2 ダンスホールの踊場は、概ね 100 ㎡以上であること。 3 ダンス教習所は、その踊場が概ね 66 ㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 4 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。
(2)項ハ	1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 5 項に規制する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、S Mクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショッ	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレフォンクラブ及び個室型アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）等、既に令別表第 1 (1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項ハ	2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。） 3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。	プ、セリクラ、出会い系喫茶	2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第 2 条第 6 項） (1) 浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（同項第 1 号） (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）（同項第 2 号） (3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規程するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業（同項第 3 号） ※ 風営法第 2 条第 6 項第 3 号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「風営令」という。）第 2 条） ① ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項ハ			※ 本項に該当するものは「姿態をみせる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、(2) 項ニに該当する。 ② のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 ③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において客にその性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又は、その姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場 (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（同項第 4 号） (5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（同項第 5 号） (6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの（同項第 6 号）

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項ハ			店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、前(1)、(2)に該当するものを除く。）（風営令第 5 条） 3 省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を含む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。
(2)項ニ	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。 2 総務省令で定める店舗は、次の(1)～(3)に定めるものをいう。 (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗。 (2) 風営法第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗。	カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の

項	定義	該当用途例	補足事項
(2)項二	(3) 風俗令第 2 条第 1 号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場。）		一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 （風営法第 2 条第 9 項） 4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号）のうち、映像を見せるものに限定している。 5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3)項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	一般的に風営法第 2 条第 1 項第 1 号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 （3）項イは、（2）項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
		ライブハウス	
(4)項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、レンタルショップ（貸しビデオ CD 店等）、調剤薬局、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。 3 レンタルショップは本項として取り扱うこと。
(5)項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用	保養所、ユースホテル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反覆継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(5)項イ	するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。		4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。
(5)項ロ	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス（ゲストハウス）	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 3 シェアハウス（ゲストハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共有するものをいう。
(6)項イ	I 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床	医院、クリニック（美容整形を含む。）	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。（15）項として取扱うものであること。 3 継続して医師が診療を行う施設ではなく、日を決めて医師が来て診療を行う出張診療方式の施設も本項に該当するものであ

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項イ	又は同項第 5 号に規定する一般病床を有すること。 Ⅱ 次のいずれにも該当する診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 Ⅲ 病院（Ⅰの病院を除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（Ⅱの診療所を除く。）又は入所施設を有する助産所 Ⅳ 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ※ 1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行なう場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。 ※ 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行なう場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は 19 人以下の収容施設を有するものをいう。 ※ 3 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行なうものを除く。）を行なう場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するものをいう。		ること。 4 病院敷地内に存する医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行なう場所については、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものであっても、病院として取り扱うものであること。 5 省令第 5 条第 3 項第 1 号に規定する「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。 6 令別表第 1（6）項イ（2）に規定する「4 人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が 4 以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が 4 以上であっても、一日平均入院患者数（1 年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が 1 未満のものにあつては「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。 7 医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)から(4) (1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの。

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項イ	※4 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるとときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるとときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制 ※5 特定診療科目とは、内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 ※6 総務省令で定める診療科名とは、次に掲げるものの以外のものをいう。 (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 (2) 前(1)に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称		(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの。 (3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの。 (4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定めるもの。 8 医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)、(2) (1) 小児又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの。 (2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの。 9 医療法第7条第2項第1号から第5号 (1) 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。） (2) 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項イ	(3) 歯科 (4) 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号口 (1) 及び (2) に定める事項とを組み合わせた名称 ※ 7 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる病床（精神病床、感染症病床、結核病床）以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。 ※ 8 一般病床とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法第 7 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる病床以外のものをいう。		症（同法第 7 条の規定により同法第 19 条又は 20 条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第 8 条（同法第 7 条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第 6 条第 9 項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。） (3) 結核病床（病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。） (4) 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前 3 号に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。） (5) 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。）
(6)項ロ	I 高齢者施設 1 老人短期入所施設とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの）又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入	老人短期入所施設	1 (6)項ロについては、火災時に自力避難困難な者が主として入所する施設を区分したものであり、項判定にあつては、当該防火対象物における営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入体制等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、当該用途に該当するかどうか判断するものであること。 2 用途判定にあつては、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 81 号通知）及び「政令別表第 1（6）項ロ（1）、（6）項ハ（1）の高齢者施設の用途判定の取扱いについて」（平成 27 年 2 月 1 日付

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	所させ、養護することを目的とする施設をいう。 （老人福祉法第 20 条の 3） 2 養護老人ホームとは、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なもの）を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 4） 3 特別養護老人ホームとは、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの）又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 5） 4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	け消防局長通知）によるものとする。 3 サービス付き高齢者向け住宅の用途判定については、「サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて」（平成 25 年 12 月 10 日付け予防課長通知）によるものとする。 4 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が 4 以上の者が概ね 8 割を超えることを原則としつつ、障害程度区分認定を受けていない者にあつては、障害程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を連切に判断すること。 5 用途判定にあつては、「消防法令の一部改正及び障害程度区分審査判定に関する省令の全部改正に伴う障害者支援施設等の用途判定等に関する了解事項について」（平成 27 年 2 月 12 日付け県消会第 66 号通知）によるものとする。

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（上記 1 から 3 及び下記 5、6 に定める施設を除く。）をいう。（老人福祉法第 20 条の 6） 5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。（老人福祉法第 29 条第 1 項） 6 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第 94 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。（介護保険法第 8 条第 28 項）	有料老人ホーム 介護老人保健施設	

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	7 老人短期入所事業を行う施設とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの）又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項） 8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 4 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの）又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス	老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項） 9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 5 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、認知症（介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）又は介護保険の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項） 10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 （通称：認知症グループホーム）	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	Ⅱ 救護施設 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第 38 条第 2 項）	救護施設	
	Ⅲ 乳児院 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、助児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 37 条）	乳児院	
	Ⅳ 障害児入所施設 障害児入所施設とは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 42 条） (1) 福祉型障害児入所施設：保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援 (2) 医療型障害児入所施設：保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療	障害児入所施設	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項口	V 障害者支援施設 1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（「のぞみの園」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設」を除く。）をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項） 2 短期入所を行う施設等（短期入所を行う施設及び共同生活援助を行う施設をいう。ただし、避難が困難な要介護者等を主として入居させるものに限る。） (1) 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項）	障害者支援施設 2（1）障害者短期入所施設 （2）共同生活援助を行う施設 （通称：障害者グループホーム）	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ロ	(2) 共同生活援助を行う施設とは地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に援するための法律第 5 条第 17 項）		
(6)項ハ	I 高齢者施設 1 老人デイサービスセンターとは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第 1 号通所事業であって厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を通わせ、第 5 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める便宜を供与することを	老人デイサービスセンター	

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 2 の 2) 2 軽費老人ホーム((6)項口に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 6)	軽費老人ホーム、ケアハウス	1 軽費老人ホーム A 型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホーム B 型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 7)	老人福祉センター	1 老人福祉センター（A 型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター（B 型）とは、老人福祉センター（A 型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15) 項として取扱う。)
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅にお	老人介護支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない。((15) 項として取扱う。)

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	いて介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療機関、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 7 の 2） 5 有料老人ホーム（(6) 項ロに掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。（老人福祉法第 29 条第 1 項） 6 老人デイサービス事業を行う施設とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの）又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る	有料老人ホーム 老人デイサービス事業を行う施設	介護サービス等（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）を提供するサービス付き高齢者向け住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）を含むものとする。

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項） 7 小規模多機能型居宅介護サービスを行う施設（（6）項口に掲げるものを除く。）とは、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 4 号の措置に係る者（65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの）又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	練を供与する事業を行う施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項） 8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 Ⅱ 更生施設 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。（生活保護法第 3 8 条第 3 項） Ⅲ 児童施設 1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 36 条） 2 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 2 0 人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。（児童福祉法第 3 9 条） ※ 託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。	更生施設	
		助産施設	
		保育所	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	3 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、法律で定めるところにより設置される施設をいう。 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項）	認定こども園	認定こども園とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず 受入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている施設をいう。
	4 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く、ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 4 1 条）	児童養護施設	
	5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 4 4	児童自立支援施設	

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	条) 6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 44 条の 2） 7 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項） 8 家庭的保育事業を行う施設とは、子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児であって満 3 歳未満のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設	こども家庭支援センター 一時預かり事業を行う施設 家庭的保育事業を行う施設	宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない。（（15）項として取扱う。）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	をいう。（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項） 9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。 IV 障害児施設 1 児童発達支援センターとは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 43 条） (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 (2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療 2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第 43 条の 2）	児童発達支援センター 児童心理治療施設	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項）	児童発達支援を行う施設	
	4 放課後等デイサービスを行う施設（前 1 の児童発達支援センター以外のものをいう。）とは、学校教育法第 1 項に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項）	放課後等デイサービスを行う施設	
	V 障害者施設 1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。（身体障害者福祉法第 31 条）	身体障害者福祉センター	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	2 障害者支援施設（（6）項口に掲げる者を除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び障害者自立支援法第 5 条第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項）	障害者支援施設	
	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 2 項）	地域活動支援センター	
	4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 2 項）	福祉ホーム	
	5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ、又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生	生活介護を行う施設	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項) 6 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項） ※ 短期入所等施設を除く。 7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 2 項） 8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（障		

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ハ	害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 3 項) 9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって厚生労働省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 4 項） 10 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の厚生労働省令で定める援助を行うための施設をいう。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 7 項）	共同生活援助を行う施設（通称：障害者グループホーム）	

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項二	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。（学校教育法第 72 条）		幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。
(7)項	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、小学校から中学校までの教育を一貫して行う学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上	消防学校、警察学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40 名以上あり、校舎面積が 130 m²以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が 1 年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程にあっては 3 箇月以上 1 年未満）であり、校舎面積が原則として 115.7 m²以上とされている。 3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれるものであること。 4 学校教育法に規定する学校以外のものでも、学校の形態をなしているものは、これらに類するものとして本項に含まれるものであるが、学習塾、そろばん塾、料理教室等については、(15)項として取り扱うものであること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(7)項	に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前 1 から 8 までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。		
(8)項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資す	郷土館、記念館、作品発表会場、文学館	

項	定義	該当用途例	補足事項
(8)項	るための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。		
(9)項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	ソープランド、サウナ風呂、スーパー銭湯、健康ランド	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素風呂、岩盤浴	1 (9) 項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。 3 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取扱うものであること。
(10)項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	バスターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル	

項	定義	該当用途例	補足事項
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12)項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。 1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。	授産施設、宅配専門ピザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13) 項イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。		1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第 2 条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。 2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。 4 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第 1 条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。

項	定義	該当用途例	補足事項
(13) 項イ			総排気量又は定格出力は、次のとおり。 （１）内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その排気量は 0.125 リットル以下、その他のものにあっては 0.050 リットル以下 （２）内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は 1.00 キロワット以下、その他のものにあっては 0.60 キロワット以下
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリ	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反覆継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する P R センター、不特定の者の出入りが少なく、直接販売品の受渡し行為がない等ショーウィンドウ的な利用形態であるショールー

項	定義	該当用途例	補足事項
(15)項		ーニング店（取り次ぎ店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、貸衣裳店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、整骨院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、展望施設、電気室、ボイラー室、フィッシングセンター、PRセンター、バッティングセンター、小規模地区集会所、小規模な塾、料	ム等は本項に該当するものであること。

富山市消防用設備等の運用基準（改訂第 4 版 R7/4/1）

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(15)項		理教室等	
(16)項イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途に含むものをいう。		
(16)項ロ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途に含まないものをいう。		
(16 の 2)項	法第 8 条の 2 第 1 項で定義されているため省略		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m 未満の場合は当該距離） 以内の部分と床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。
(16 の 3)項	政令別表第 1 で定義されているため省略		準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m 未満の場合は、当該距離） 以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が而している場合、当該開口部か

項	定義	該当用途例	補足事項
(16 の 3) 項			ら準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。 3 建築物の地階が建基政令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に而して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分か耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。		1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(17)項			3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民族文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。
(18)項	アーケードとは、日よけ、雨より又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。		1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19)項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20)項	省令第 5 条で定義されているため省略		1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶告示で定める水域に該当するものはモー

基準 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第 1－1 表）

項	定義	該当用途例	補足事項
(20)項			ターボート競走法（昭和 2 6 年法律第 2 4 2 号）第 4 条第 1 項の許可を受けた 競走場にかかる水域である。 2 船舶安全法第 3 2 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 2 0 トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から 2 0 海里（昭和 5 5 年 4 月 1 日から 1 2 海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第 3 2 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 4 9 年政令第 2 5 8 号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 6 2 年運輸省令第 1 5 号）第 5 1 条に定める消火器を備付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和 3 9 年運輸省令第 7 1 号）第 4 3 条で定める消火器を備付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 2 9 年運輸省令第 2 2 号）第 3 7 条に定める消火用具を備付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 2 5 年運輸省令第 9 2 号）第 2 6 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両である。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 4 7 条に定める消火器を備えなければ

項	定義	該当用途例	補足事項
(20)項			ならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2, 0 0 0 箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 2 0 0 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 1 5 0 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和 5 2 年運輸省令第 3 3 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 3 0 条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7) 乗車定員 1 1 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第1－2表）

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、 <u>ロビー</u> 、 <u>切符売場</u> 、 <u>出演者控室</u> 、 <u>大道具・小道具室</u> 、 <u>衣裳部屋</u> 、 <u>練習室</u> 、 <u>舞台装置及び営繕のための作業室</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>ラウンジ</u> 、 <u>クローク</u>	<u>展示博物室</u> 、 <u>プレイガイド</u> 、 <u>プロダクション</u> 、 <u>観覧場の会議室及びホール</u>	下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて、（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。（以下同じ。）
(1) 項 ロ	<u>集会室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>宴会場</u> 、その他上欄を準用する。	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>	<u>展示博物室</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>浴室</u> 、 <u>遊戯室</u> 、 <u>体育室</u> 、 <u>遊技室</u> 、 <u>託児室</u> 、 <u>サロン</u> 、 <u>診療室</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>結婚式場</u>	
(2) 項 イ	<u>客室</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>調理室</u> 、 <u>更衣室</u>	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u>		
(2) 項 ロ	<u>遊技室</u> 、 <u>遊技機械室</u> 、 <u>作業室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>景品場</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>ダンスフロアー</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>客席</u>	<u>食堂</u> 、 <u>喫茶室</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>クローク</u> 、 <u>談話室</u> 、 <u>バー</u>	<u>サウナ室</u> 、 <u>体育館</u>	
(2) 項 ハ	<u>客席</u> 、 <u>通信機械室</u> 、 <u>リネン室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>事務室</u> 、	<u>託児室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>クローク</u>		
(2) 項 ニ	<u>カラオケ室</u> 、 <u>インターネット利用室</u> 、 <u>ビデオ利用室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>待合室</u> 、 <u>ゲームコーナー</u> 、 <u>図書室</u> 、 <u>ビデオ等展示コーナー</u>	<u>厨房</u> 、 <u>シャワー室</u> 、 <u>喫茶室</u>		
(3) 項 イ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>売店</u> 、 <u>ロビー</u>		
(3) 項 ロ	<u>客席</u> 、 <u>客室</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>宴会場</u> 、 <u>リネン室</u>	<u>専用駐車場</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>託児室</u>	<u>娯楽室</u> 、 <u>サウナ室</u> 、 <u>会議室</u>	

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第1－2表）

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項 イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項 ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。
(6) 項 イ	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、介添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、（5）項ロ又は（7）項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項 ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項 ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項 ニ	教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保健室、同窓会及び PTA 事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第1－2表）

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、 <u>工作室</u> 、 保管格納庫、資料室、研究室、 <u>会議室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>映写室</u> 、 <u>観賞室</u>	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項 イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、 <u>マッサージ室</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>クリーニング室</u>	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、 娯楽室、託児室		
(9) 項 ロ	脱衣室、浴室、休憩室、 <u>クリーニング室</u>	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室 (小規模な簡易サウナ)、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、 <u>一時預り所</u> 、 <u>ロッカー室</u> 、 <u>仮眠室</u> 、 <u>救護室</u>	食堂、売店、喫茶室、 <u>旅行案内所</u> 、 専用駐車場	理容室、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂	食堂、売店、喫茶室、 <u>専用駐車場</u> 、図書室	<u>宴会場</u> 、 <u>厨房</u> 、 <u>結婚式場</u> 、 <u>宿泊室</u> （旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	<u>作業所</u> 、 <u>設計室</u> 、 <u>研究室</u> 、 <u>事務室</u> 、 <u>更衣室</u> 、 <u>物品庫</u> 、 <u>製品展示室</u> 、 <u>会議室</u> 、 <u>図書室</u>	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項 ロ	<u>撮影室</u> 、 <u>舞台部</u> 、 <u>録音室</u> 、 <u>道具室</u> 、 <u>衣裳室</u> 、 <u>休憩室</u> 、 <u>客席</u> 、 <u>ホール</u> 、 <u>リハーサル室</u>	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 <u>ラウンジ</u>		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第1－2表）

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(13)項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13)項 ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示場		
(15) 項	事 務 所 金融機関 官 公 署 研 究 所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設
	新 聞 社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室

基準1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準（第1－2表）

(A)	(B) 主 用 途 部 分	機 能 的 に 従 属 す る 用 途 に 供 さ れ る 部 分		備 考
		(C)勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
研 修 所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項口の用途に供するものとして扱う。
観覧席を有しない 体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するものは、本項に該当する。